

令和元年度原子力規制委員会  
第36回会議議事録

令和元年10月16日（水）

原子力規制委員会

令和元年度 原子力規制委員会 第36回会議

令和元年10月16日

10:30～11:45

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（STACY）の棒状燃料貯蔵設備Ⅱの先行使用に係る手続きについて
- 議題2：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物処理場におけるドラム缶健全性確認に係る上屋の使用方法の変更について
- 議題3：原子力発電所の火山影響評価ガイドの一部改正及びその意見募集の実施について（案）－分かりやすさの観点からの記載の見直し－
- 議題4：眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の整備及びこれらに対する意見募集手続の実施について
- 議題5：原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程の一部改正と委嘱について
- 議題6：国際原子力機関（IAEA）核セキュリティ諮問委員会（AdSec）の結果概要について
- 議題7：特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成しない場合の具体的な手続について（その2）

○更田委員長

それでは、これより第36回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は、「日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（STACY）の棒状燃料貯蔵設備Ⅱの先行使用に係る手続きについて」。

説明は研究炉等審査担当の小野管理官から。

○小野原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査部門担当の小野でございます。

それでは、資料1に基づきまして御説明いたします。

まず、「1. 背景」とございますが、昨年12月の原子力規制委員会におきまして、事業許可又は設置許可を受けた核燃料施設等につきまして、一部の施設を先行して使用する場合の手続きを了承いただいております。具体的には、申請者が先行使用する必要性、施設の独立性、適合すべき技術基準の範囲を記載した設工認（設計及び工事の方法の認可）申請を行いまして、（a）原子力規制委員会が当該施設を先行して使用することの適切性を判断し、かつ、（b）当該施設において適用する技術基準の範囲を決定するというところでございます。

今般、原子力規制庁は、本年4月に原子力機構（日本原子力研究開発機構（JAEA））からSTACY（定常臨界実験装置）の棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作及び先行使用に係る設工認申請を受理してございますので、この棒状燃料貯蔵設備Ⅱの先行使用について原子力規制委員会に、上記の（a）と（b）についてお諮りするものでございます。

STACYの設工認申請に係ります分割申請の全体像ということで、3ページに示してございます。一番左が分割申請、これは全部で8分割になってございます。その右が申請の概要、一番右が対象設備及び申請内容でございます。今回の棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等ということで、下から2番目、実線（太線）で囲ったところでございます。この概要は、棒状燃料貯蔵設備の製作、それと先行使用のために必要な設備の新規制基準適合性の確認ということで、その右の欄を見ていただきますと、貯蔵設備、放射線管理設備、附属施設ということで、こういったものが申請されてございます。

参考でございますが、上から3つ目、点線で囲っている部分、「その3」の分割申請がございまして、これは炉心の型式変更に係る申請でございますので、専決処理ではなくて原子力規制委員会にお諮りする必要がございますので、これにつきましても今後、原子力規制委員会にお諮りしたいと思っております。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思っております。「2. 先行使用に当たっての確認事項」でございます。棒状燃料貯蔵設備Ⅱ、それから、関連設備を先行使用するに当たりまして、以下のとおり先行使用することの適切性、それから、適用する技術基準の範囲について、今回の設工認申請において記述がなされてございます。

まず、（a）で先行使用することの適切性でございますが、STACYにおきましては、炉心の改造、それから、今、廃止措置に入りましたTRACY（過渡臨界実験装置）との系統隔

離措置を平行して新規制基準対応を行ってございますが、改造後の炉心の性能検査に先立ちまして、新ウラン棒状燃料を受け入れて点検、貯蔵する必要がある場合がございます。このため、新ウラン棒状燃料を貯蔵する棒状燃料貯蔵設備Ⅱ及び関連設備を先行使用する必要があるというものでございます。

次が当該施設の独立性でございます。棒状燃料貯蔵設備Ⅱは、新ウラン棒状燃料の貯蔵管理のみを行うものでございまして、炉室(S)内に設置する原子炉の運転に必要な設備、これとは物理的に分離されてございまして、当該設備を使用することにより、原子炉本体等の工事の方法、それから、安全機能に影響を与えるものではございません。また、関連設備についても、原子炉本体の工事の方法及び安全機能に影響を与えるものではございません。

(b)が当該施設に適用します技術基準の範囲ということで、これは表2に示してございます。

それでは、4ページを御覧いただきたいと思っております。これが表2でございます。横軸の設備関係が今回の設工認申請の範囲でございます。上の欄を見ていただきますと、「棒状燃料貯蔵設備Ⅱ(棒状燃料収納容器)、架台」、(その下に)「新設」とございまして、その右が関連設備として、放射線エリアモニタ、非常用電源設備、実験棟A、消火設備、安全避難通路等、あと通信連絡設備、これが入ってございます。そして縦軸を見ていただきますと、(一番左が)「5」から始まってございますが、これが適用する技術基準でございます。黒マル(●)で書いてありますのが今回の設工認申請で確認を要するものでございます。三角(△)は新規制基準への適合性について、既に設工認済み、あるいは新規制基準前に設工認済みでございまして、かつ新規制基準において追加要求事項がないため、今回、確認を要しないものでございます。こういった基準を適用していくということでございます。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思っております。これが原子炉本体、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの配置図でございます。まず、赤が原子炉本体、その下に架台がある範囲でございます。それから、水色のところが先行使用を行います棒状燃料貯蔵設備Ⅱ、それと架台の範囲でございます。こうして見ていただきますと、それぞれ別の架台に設置していることと、あと、系統的な接続がないということで、機能的、物理的に分離がなされているということでございます。

2ページにお戻りいただきたいと思っております。「3. 確認結果」でございます。以下のとおり設工認申請のございました一部施設を先行使用して差し支えないと判断するというものでございます。

まず、(a)が先行使用する適切性ということで、工事全体の終了に対する使用前検査のためには、改造後の炉心の性能検査が必要でございまして、当該性能検査に先立ちまして使用します新ウラン棒状燃料を受け入れて点検、貯蔵する必要があるということなので、棒状燃料貯蔵設備Ⅱ、それから、関連設備を先行して使用することは適切であると認めま

す。

また、棒状燃料貯蔵設備Ⅱは、炉室（S）内に設置する原子炉本体等と物理的に分離して設置されること、それから、関連設備を含め、これらを使用することにより、原子炉本体等の工事の方法、それから、安全機能に影響を及ぼすものではないことから、当該施設の独立性が確保されていると認める。

（b）は、適用します技術基準の範囲ということで、先ほど御説明した表2のとおり、棒状燃料貯蔵設備Ⅱにおけるます新ウラン棒状燃料の受入れ、貯蔵に当たって、安全上必要となる設備が全て抽出されており、これらの設備が適合すべき技術基準の範囲が網羅されていることを確認してございます。

以上のことから、本設工認申請の当該施設において適用する技術基準の範囲が適切であると認められたというものでございます。

説明は以上でございます。

○更田委員長

山中委員。

○山中委員

本件に関しましては、先日、現地調査も行いまして、現場の確認も行ってまいりました。STACYの炉心本体とは、資料1の5ページにございますように、全く別の設備でございまして、新燃料受け入れのための設備であるということで、新燃料の棒状燃料貯蔵設備Ⅱの先行使用については、私自身、特段の問題はないかと思いますが、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○田中委員

確認のところ（2ページ「3. 確認結果」）にあります、（a）として当該施設を使用する適切性、（b）として当該施設にて適用する技術基準の範囲について事務局で検討されたものと理解いたしました。特に（b）につきましては、NSRR（原子炉安全性研究炉）の件もあったので、網羅的に検討され、技術基準の範囲が適切であることも理解できました。

○更田委員長

本件、特段、議論の余地は余りないと思いますけれども、ほかに御質問、御議論ございますか。よろしいですか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

それでは、STACYの一部施設の先行使用について、提案のとおり了承します。では、今後の作業を進めてください。ありがとうございました。

2つ目の議題が、「日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物処理場におけるドラム缶健全性確認に係る上屋の使用方法の変更について」。

これも同じく小野管理官から。

○小野原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査部門の小野でございます。

資料2に基づきまして御説明したいと思います。

まず、「1. 経緯」とございます。昨年6月に原子力機構から、原科研（原子力科学研究所）の保管廃棄施設・Lで、原子力機構自らが自主的な取組として、地下ピットにおいて長期保管しているドラム缶の健全性確認、それから、詰替え作業を行うということで、保安規定の変更認可申請がございました。具体的には、上屋、これは既設の移動式のプレハブ施設でございますが、これを用いて、上屋内でドラム缶の外観確認、それから、汚染検査を行うというものでございましたが、その際にドラム缶の健全性が損なわれているおそれがあることから、上屋の内部をその都度、第1種管理区域に指定することと、ドラム缶の点検・補修を行う際の措置を保安規定に定めるという申請でございました。

これについて原子力機構にヒアリングで詳細に確認を行ったところ、作業が50年以上にわたる見込みであるという説明がございました。このことから、昨年11月21日の原子力規制委員会におきまして、上屋は継続的、恒常的に使用するものであり、地下ピットと同様に保管廃棄施設の一部と判断されるため、設工認の申請が必要ということで説明を申し上げました。

今年の9月30日に開催いたしました原子力機構バックエンド対策監視チームにおきまして、原子力機構から、ドラム缶の健全性確認の状況を踏まえ、上屋内において放射性物質による汚染のおそれがある作業は行わないとする上屋の使用方法を変更する旨の説明がございました。

「2. 原子力機構の説明」でございますが、以下に示しております理由によりまして上屋の使用方法を変更したいため、上屋の設工認申請は不要であるという説明がなされてございます。

まず、ポツ（・）の1つ目でございます。過去、昭和62年から平成3年に実施したドラム缶の健全性確認におきまして、内容物が流出するような著しい腐食が確認されましたが、この4月から実施しておりますドラム缶の健全性確認を試運用して行ったところ、557本のドラム缶を確認してございますが、一番古いドラム缶を含め、内容物が流出するような著しい腐食は確認されなかった。このことから、上屋を用いたドラム缶の移動・点検におきまして、放射性物質の漏えいのおそれはなく、汚染の拡大防止を目的として上屋を保管廃棄設備として位置付ける必要はないこと、また、上屋内ではドラム缶の開封や詰め替え作業を行わず解体分別保管棟で行うこと。

ポツの2つ目でございますが、ドラム缶の健全性確認の対象範囲及び手順について検討しまして、その結果に基づきまして、ドラム缶の健全性確認の試運用を行いましたところ、当初、ドラム缶の健全性確認作業は50年以上にわたるとしてございましたが、健全性確認対象のドラム缶を見直し、上屋及びクレーン車等を併用することによりまして、5年で作業が終了する見通しが立ったということでございます。

「3. 検討結果」でございますが、昨年11月、原子力規制委員会におきまして、私どもが説明した上屋については、ドラム缶の健全性確認のために一時的に使用するものであること、それから、上屋にありますドラム缶の移動・点検におきまして、放射性物質の漏えいのおそれはなく、汚染のおそれのある区域として管理区域を設定したり、保管廃棄設備として位置付ける必要はないと考えますので、上屋の設工認申請は不要と判断してございます。

説明は以上でございます。

○更田委員長

これは田中委員。

○田中委員

今、説明がありました。が、「3. 検討結果」にありますように、上屋の使用方法の変更について確認し、放射性物質の漏えいのおそれがないことなどから、上屋については設工認申請が不要だと考えるものでございます。

なお、どのような処分をする廃棄体にするのかと、また、その処分方法については、それらが適切なものであるかについては今後の検討課題であると考えます。

○更田委員長

山中委員。

○山中委員

廃棄物の処理場についても現場の調査を行っております。実際に上屋も視察いたしました。当初、上屋の中で廃棄物の検査を行うと。つまり、上屋を管理区域として50年間使用するという計画でございましたが、原子力規制委員会にそのような報告があったときに、50年もかけて検査をするのはしないのと同じだという意見を述べさせていただきました。計画の変更がJAEAからございまして、5年間で作業を終了すると。その上で、廃棄物の検査についても、著しい損傷等が見られないので、上屋の中でやる作業も変更するという申請が出てまいりましたので、改めて設工認の申請は、この上屋については必要ないと、私自身、判断しております。御審議いただければと思います。

○更田委員長

ほかにありますか。

ポイントは、今、山中委員の説明にありましたけれども、上屋を保管廃棄設備と位置付ける必要はないということが、50年が5年と、それともう一つは、対象を見直す、その見直しと同じ効果を上げているのであればということ、それが審査をされたということなので、この50年が5年になるというのは、指摘を受けてね。最初からそう言ってくればという気もしないではないけれども、改善なのだから、よく頑張ってくれましたと言わなければならないのでしょ。感想ですけれども。

ほかにありますか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それでは、上屋の使用方法の変更に伴う設工認の要否に係る検討結果について、原子力規制庁の提案のとおり了承したいと思います。

小野管理官。

○小野原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査担当の小野でございます。

1点、資料に間違いがございまして、御説明したいと思います。1ページ目の1ポツの最後のパラグラフでございます。「令和元年『9月30日』開催の原子力機構バックエンド対策監視チーム」とありますが、これは「9月26日」の開催でございました。訂正させていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

○更田委員長

はい。ホームページに資料を掲載する場合は、改めたものを載せるということですね。

○小野原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

修正版ということで、改めて掲示したいと思います。

○更田委員長

ありがとうございました。

3つ目の議題は、「原子力発電所の火山影響評価ガイドの一部改正及びその意見募集の実施について（案）－分かりやすさの観点から記載の見直し－」、火山ガイド（原子力発電所の火山影響評価ガイド）については記述に読みにくいところがあって、原子力規制庁で作業を進めてもらっていたところですが、その案の説明です。

説明は原子力規制部原子力規制企画課長の森下課長から。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課の森下です。

資料3に基づいて説明いたします。

まず、「1. 概要」ですけれども、本年7月3日の原子力規制委員会におきまして、火山ガイドをより分かりやすくするようとの指示を受けました。これを受けまして、火山ガイドの各規定の趣旨、それから、火山ガイドに基づく審査実務の考え方を正確に表現して、かつ文章として分かりやすいものとなるように改正案を作成いたしました。今回、改正案に対するパブリックコメントを実施することについてお諮りするものでございます。

「2. 改正案の概要」でございますけれども、まず、（1）でございますけれども、現行の火山ガイドでは、「2. 原子力発電所に影響を及ぼす火山影響評価の流れ」の記載の改善といたしまして、現行の火山ガイドの中には「火山影響評価等モニタリング」という表現が随所に記載されておりました。これを改めまして、「2. 本評価のガイドの概要」として、火山ガイドの全体の流れを分かりやすくするという改善をいたしました。

具体的には、3ページから別紙ということで火山ガイドの改正を付けていますけれども、10ページを見ていただきまして、2. に、左側が改正案でございますけれども、「2. 本

評価ガイドの概要」ということで記載しております。上から（その次の行から）7行目ぐらいに「本評価ガイドの基本フローを図1に示す。」となっておりますけれども、44ページを見ていただきまして、この評価ガイドの全体の評価の流れをまとめておりますので、説明いたします。

この火山ガイドでは、左側にありますけれども、立地評価と火山事象の影響評価という2つを行うことになっておりまして、この火山ガイドの3. におきまして、まず、①火山事象が影響を及ぼす地理的領域に第4紀の火山があるか、そして、②になりますけれども、完新世に活動があるということになると、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として抽出することになっております。

次に、右の4. に移りますけれども、発電所の運用期間での火山活動における評価を行うことになっておりまして、この中では、巨大噴火も含めまして、設計対応が不可能な火山事象、右上に溶岩流などが書いてありますけれども、こういうものについて、発電所の運用期間中に到達する可能性が十分小さいかどうかを判断することになっております。そして、これが十分小さくないということになりますと、右の下にありますけれども、立地不適ということになります。

また、立地不適とならない場合であっても、左の下の5. に移りますけれども、今度は、設計対応が可能な火山事象について個別に影響の評価を行うことになっております。これについては2つございまして、（1）、先ほど申し上げた地理的領域の外にある火山による降下火砕物の影響の評価。それから、（2）にありますけれども、地理的領域内にある火山に対しての降下火砕物などの設計対応可能な事象の影響評価となっております、これらにつきまして、⑤に書いてありますけれども、設計対応及び運転対応が妥当かということを確認するとなっております。

それから、6. にモニタリングと書いておりますけれども、今、申し上げたような評価の根拠が維持されていることを確認することを目的とした火山活動のモニタリングの実施、それから、⑥に書いておりますけれども、モニタリングによって観測データに有意な変化を把握した場合の対処方針を策定するとなっております。これが本評価の全体像でございまして、そういうものにつきまして、先ほどの10ページから11ページ、12ページの2. 2まで、今、申し上げたようなことを記載しております。それが1番目（1ページの2.（1））でございます。

また1ページに戻っていただきまして、次に「（2）火山影響評価の前提の明確化」でございまして、この火山ガイドに基づく火山影響評価は、火山事象が発生する時期や規模を正確に予測できることを前提とするものではなくて、現在の火山学の知見に照らして、現在の火山の状態を評価するものであることを解説に明記することといたしました。

12ページに「解説-3」ということで書いております。火山影響評価の解説として、「解説-3」を加えております。

また1ページに戻っていただきますけれども、「（3）『4. 1 設計対応不可能な火山

事象を伴う火山活動の評価」に係る記載の明確化』といたしまして、これについては、別途、「原子力発電所の火山影響評価ガイドにおける『設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価』に関する基本的な考え方について」というものについて、平成30年3月7日の原子力規制委員会で示されておりますけれども、この考え方が明確になるように記載しております。

具体的には改正案の18ページからでございますけれども、「4. 1 設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価」とありますけれども、この中の「(2) 火山活動の可能性の評価」ということで、巨大噴火等について、18ページ、19ページ、20ページの解説-10、11、12と記載しております。

それから、資料の2ページ目に戻っていただきまして、最後、「(4) モニタリングの位置付けの明確化」ということで、現行の火山ガイドでは火山影響評価の根拠が維持されていることの確認を目的とした火山活動のモニタリングが、火山活動に関する個別評価の一部であると誤解されるような可能性があることを踏まえまして、モニタリングの位置付けが明確になるように改めております。これは改正案の6. というところで、21ページになりますけれども、モニタリングの目的などをきちんと明記したタイトルの付け方、それから、21ページ、22ページ、23ページにわたりまして、モニタリングについて書いております。

それから、表2が36ページ、37ページにありますけれども、現行は右側になりますけれども、⑤としまして、37ページに火山モニタリングが評価の確認事項の中で位置付けられておりましたけれども、誤解を招きますので、39ページに改正案になっておりますけれども、表3というところで、モニタリングに関する実施事項ということで独立させまして、実施事項として、⑥として、39ページ、40ページに記載しております。

2ページに戻っていただきまして、そのほか、今回の改正に合わせて表現や用語の適正化の改正も行っております。

3. でございますけれども、パブリックコメントの実施ということで、この火山ガイド案でございますけれども、審査官のみならず、事業者も評価に使っておりますので、広く処置をするということで、任意のパブリックコメントに付したいと思っております。

4. でございますけれども、パブリックコメントの期間は今日、了解いただければ、明日から本年11月15日までの30日間ということで、また、パブリックコメントの結果について、それから、火山ガイドの改正につきまして、本年12月頃原子力規制委員会に諮りたいと考えております。

以上です。

○更田委員長

石渡委員。

○石渡委員

自然ハザードに関する原子力規制の中で、火山に関する規制というのは、断層とか地震

と比べまして、この原子力規制委員会ができてからきちんと行われるようになったと理解しております。その意味で、原子力発電所の火山影響評価ガイドが最初に制定されて、それに基づいて行ってきたわけですが、ある意味、経験がない状態で作ったガイドであったという面がございます。そういう点で、7年間の評価、審査、運用の経験が積み重ねられてきたこの時点で、更田委員長の御発案で、分かりにくいというキーワードで改定が行われるというのは、時宜にかなったものであると考えます。細かい点については私もいろいろ指摘をして、それが生かされていると感じております。私は、今、御説明いただいた火山ガイドの案をパブリックコメントにかけるといことで結構だと考えます。

以上です。

○更田委員長

ポイントは、内容に変わりがあるのかどうかというところですが、例えば、36ページを見るとフローチャートが変わっていて、通常はフローチャートが変わっていると、論理の流れが変わっているかのようなのだけでも、どうも審査チーム、改定の過程で審査に携わってきた人たちからも話を聞きましたけれども、元々こうやっていたものの、以前のフローチャートの方がむしろそれを表現し切れなかったのだと。要するに、火山ガイドに中身の変更が有るのか、ないのかがポイントであって、中身の変更が有るのだったらバックフィットをかけなければいけませんからね。けれども、これは中身の変更ではなくて、表現の方法、あるいは本来こうだったものがうまく表現し切れなかったところを表現し直したのだと、その点が重要だと思うのですが、その点は、石渡委員、よろしいでしょうか。

○石渡委員

私もそのように理解しております。

○更田委員長

御質問、御意見ありますか。山中委員。

○山中委員

火山活動のモニタリングについては、事業者が火山ガイドの趣旨を誤解して申請をしてくるケースがいくつか見られました。資料3の通しページで言うと10ページ以降に火山活動のモニタリングの目的をかなり明確に示していただきましたので、本来の趣旨が誤解されることがこれでなくなるのかなと思いますし、石渡委員の御説明にもございましたけれども、より明確なガイドになったかなと思いますので、私自身、良い方向に改正をしていただいたのではないかと考えます。

○更田委員長

ほかにはありますか。田中委員。

○田中委員

分かりやすさという観点から見直すということで、私もやや専門が違うところがあるのですが、分かりやすいかどうかという観点で見させていただきました。特に図1（通

しの36ページ)で、6.としてモニタリングのところを別出しにしてその位置付けを明確にした等々あって、ずっと文章で書いているところの関係が分かりやすくなったということもあります。また、見させていただく中で気がついたところを何点か事務局にもコメントいたしまして、それも修正させていただいたところでございます。これで結構かと思えます。

○更田委員長

ほかに。伴委員。

○伴委員

1点確認したいのですけれども、この火山ガイドの改正案を見ると、6.のモニタリングが来てから、その後、5.が来ていますけれども、これはあくまで新旧対照を見やすくするためにこうしてあるだけで、最終的には5.、6.の順番になるということですね。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課の森下です。

そのとおりでございます。

○伴委員

あと、通しページで言うと23ページなのですけれども、「6.4 観測データの有意な変化を把握した場合の対処」とあるのですが、6.のサブチャプターを順番に見ていくと、6.1にまず監視対象火山があって、6.2に監視項目があって、6.3に監視をした結果を定期的に評価しなさいとあって、6.4に変化を把握した場合の対処とあるのですけれども、ここで書いてあるのは、変化が生じたかどうかという判断条件をあらかじめ定めておけという趣旨ですね。だから、6.1、6.2、6.3、6.4と見ていくと、評価して、変化が見えたらこうしなさいよと誤解されるおそれはないか。だから、「あらかじめ」のような言葉が6.4のところにあるべきではないかと思ったのですが、その点はいかがでしょう。

○大浅田原子力規制部審査グループ安全規制管理官(地震・津波審査担当)

地震・津波審査担当の大浅田でございます。

基本的には、この火山ガイドというものが、位置付け的には設置変更許可時に使うものなので、その関係で設置変更許可の際に対処方針等を定めると言っていますので、6.1は先ほどおっしゃった評価自体は当然ながら設置変更許可時にするものではなくて、保安規定に基づいた中で毎年やっていくものなので、ガイドという位置付けを考えた場合に、「あらかじめ」という言葉を別に入れなくても、設置変更許可のときに対処方針等を定めることが決められていたらいいということで、多分、前もそういう順番になっているのではないかと思います。

○伴委員

その辺、誤解がなければ結構です。

○更田委員長

よろしいでしょうか。それでは、この案で意見募集にかけることを了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それでは、火山ガイドの改正について、事務局から提案のあった改正案を意見募集の手続にかけることとします。ありがとうございました。

4つ目の議題ですが、「眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の整備及びこれらに対する意見募集手続の実施について」。

これは昨年3月14日の原子力規制委員会に放射線審議会からの意見具申について報告のあったところですが、これも、この規則等への反映です。説明は放射線防護グループの放射線規制担当、宮本管理官から。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

放射線規制担当の宮本でございます。

資料4でございます。本件は、放射性同位元素等規制法（放射性同位元素等の規制に関する法律（RI法））関係規則・告示の改正、それから、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法））関連の告示の改正について、改正するための意見募集を行うことについて原子力規制委員会にお諮りするということでございます。

本件、放射性同位元素等規制法は放射線規制部門、原子炉等規制法関連は技術基盤課が担当となっておりますけれども、説明は放射線規制担当の宮本からまとめて説明させていただきます。

資料4のまず1. でございますけれども、これは今、更田委員長からお話ございましたように、ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告に対して放射線審議会から意見具申があったということで、先ほど言われました昨年3月14日に報告した資料を参考にお付けしているものでございます。内容については、眼の水晶体の等価線量限度の変更でございます。これを規制に取り入れるということでございます。

具体的な変更内容は2. の方になりまして、まず、(1)の放射性同位元素等規制法の規則（放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則）の改正におきましては、眼の水晶体測定について、「3ミリメートル線量当量」測定の選択肢を追加すること、それから、5年間ということがございますので、記録を追加することでございます。

②は両法（放射性同位元素等規制法、原子炉等規制法）に共通の件でございます。まず、線量限度の変更ということで、これまで1年間150mSvだったものを、1年間50mSvプラス5年間で100mSvに変更する。それから、5年間の合計線量の記録が必要になる。それから、「3ミリメートル線量当量」を使って算定する選択肢を追加することでございます。

次の2ページに移っていただきまして、今回、その改正と合わせました作業が2点ござ

いまして、1つ目が、(両法関係の告示の)別表に核種一覧表の誤記がございましたので、これを修正するということがございます。それから、もう一つは、原子炉等規制法関連の告示においては、告示を整理して統廃合する作業を行うものでございます。

具体的なところは別紙となっております。まず、6ページでございますけれども、これは放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則でございます。まず、第20条第2項第1号の「ニ」、「眼の近傍その他の適切な部位については、三ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。」という追加をしております。

それから、その次の7ページの第4項第5の3号でございますけれども、5年の合計線量の記録として累積等価線量を追加するというところでございます。

それから、8ページが放射性同位元素等規制法の告示(放射線を放出する同位元素の数量等を定める件)の部分でございますけれども、まず、8ページの最後の行、これは先ほど申し上げました誤記の部分ですけれども、8ページから9ページにかけて見ていただきますように「以外の化合物」ということで、本当は除かなければいけないところが除けていなかったということで、これは修正をしたいというものでございます。

それから、10ページのところの第6条でございますけれども、これは先ほど言いました5年間の累積ということがございますけれども、他の累積と合わせまして、平成13年4月1日以降の5年ごとの区分ということで区分を示してございます。次の始期については、これで令和3年4月からということになるというものでございます。

それから、次の第20条第2項第2号のところ、これが「3ミリメートル線量当量」の選択肢を追加しているというものでございます。

それから、12ページの別紙3からが原子炉等規制法関連の告示ということでございます。内容としては、眼の水晶体について、製錬事業規則等告示(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)及び1F告示(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示)に追加をするというものでございます。

告示の統廃合については、製錬事業規則等告示に線量関連規定を統合することといたしまして、その結果、外運搬規則(核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する措置等に係る技術的細目を定める告示)、これは関連規定が削除される。外廃棄告示(核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する措置等に係る技術的細目を定める告示)及び船舶炉告示(船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示)は廃止ということになるものでございます。

13ページの第2条、第3条のところでございますけれども、これは先ほどと同じような誤記(「以外の化合物」の抜け)の修正ということになります。

それから、16ページでございますけれども、これは線が引いてありますように、(製錬事業規則等告示に)船舶炉告示を統合するための追加ということになってございます。

それから、19ページの（製錬事業規則等告示の）第3条第4項、これは5年間の合計線量の追加ということでございます。

それから、20ページの（製錬事業規則等告示の）第5条のところ、このところは外廃棄告示と外運搬告示の追加のための修正ということでございます。

それから、22ページの（製錬事業規則等告示の）第5条第2項第1号、これは先ほどと同じような線量限度の変更ということで、内容は同じでございます。

それから、26ページの（製錬事業規則等告示の）第10条第3項第2号、このところに「3ミリメートル線量当量」というものを追加しているというものでございます。

それから、27ページの別紙5、これは1F告示となっております、眼の水晶体に関する関連規定、これは線量限度と「3ミリメートル線量当量」の追加、それから、文言の修正等を行っているというものでございます。

それから、30ページからですが、別紙6になりまして、これは外運搬告示で線量関連規定を削除しているというものでございます。

これで改正をしたいということでございますけれども、今後の予定としましては、2ページの4. というところでございます。これではよろしければ、パブリックコメントにかけるということを行った上で、そのパブリックコメント結果等のまとめ、反映を行ったものを放射線審議会に諮問し、その後、決定をいただきたいということでございます。

施行の方は、先ほど申し上げました5年間の区切りを他の内部被ばくと外部被ばくで、同じ方が管理をしやすいということで、令和3年4月からにしたいというものでございますけれども、先ほどの誤記の部分については、速やかに施行をするということでございます。

眼の水晶体線量限度の変更の原子力規制委員会の規制への取り入れに関する説明は以上でございますけれども、今後の放射線審議会への予定、諮問時期等に関しまして、放射線審議会事務局担当から補足説明をさせていただきます。

○田中長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課企画官

放射線審議会の事務局を担当しております、放射線防護企画課の田中です。

放射線審議会の諮問時期につきまして、関係省庁の状況をお伝えいたします。

眼の水晶体の放射線防護の在り方に関する放射線審議会からの意見具申に関する法令としましては、参考の2ページ目、通しの34ページに記載がございます。

放射線審議会事務局としましては、この中でも主な関係法令でございます、厚生労働省が所管する労働安全衛生法に基づく電離放射線障害防止規則につきまして、RI法、炉規法関係の告示と同じタイミングで諮問がされるよう、調整をしております。

また、そのほかの関係省庁が所管する法令・告示につきましても、ほぼ同じタイミングで諮問されるよう、調整を進めているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○更田委員長

いいですか。

御質問、御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

この眼の水晶体の線量限度ですけれども、これまでは実効線量の限度に比べて数値的に高かったので、あえて3mmの線量を測る必要がないということで1cmか70 $\mu$ mだったのを、今回、限度の数値が下がるために、安全猶予が余りないケースもあるということで、より精緻な評価をする必要があるだろうと。だから、「3ミリメートル線量当量」を新たに入れたということで、それを法令の条文として落とし込むと、このようになるということで、よろしいかと思えます。

それで、今、最後に放射線審議会の対応の説明がありましたけれども、やはり一番問題になるのは医師だと思うのですね。複数の医療機関を渡り歩いて、いわゆるIVR（Interventional Radiology:画像下治療）なんかをやる医師が一番この眼の水晶体に関して高い被ばくを受けるおそれがあるわけですけれども、それについては、これまでも放射線審議会で十分に議論はされていると思いますが、法令改正をして、多分、終わりということではないと思うのですね。その後、本当にそれがきちんと遵守されているかどうか、やはりフォローアップが必要になるのではないかと思うのですが、その辺、放射線審議会の中である程度議論はされているのでしょうか。

○田中長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課企画官

個人の線量管理につきましては、放射線審議会で先日も議論されたところでございます。関係省庁との連携が必須となってまいりますので、引き続き連携を深めてまいります。

○更田委員長

ほかにありますか。

石渡委員。

○石渡委員

この資料についてなのですけれども、一番後ろの「参考資料2」というのが59ページにあるのですけれども、これが尻切れとんぼのような感じを受けるのですが、（59ページの最後に）「平成30年2月21日」と書いてありますが、この「2月21日」は何をやったのですか。

○更田委員長

もし判断を左右しないということであつたら後日報告で、また、欠けているのであれば、資料を訂正してもらおうということでもよろしいでしょうか。何か尻切れとんぼといえ、確かに尻切れとんぼみたいなのだけれども、ここが出てこない判断できないということであれば、調べてもらいますけれども。

○石渡委員

そうですね。ただ、事務局としては、やはり検討をこのようにしましたというのはきち

んと示していただきたいので、後日でもいいですけれども、きちんとした資料を出していただきたいと思います。

○荻野原子力規制庁長官

原子力規制庁でございます。

大変説明が不十分だと思います。大変失礼いたしました。

まず、昨年3月14日の原子力規制委員会資料と、さらに、その前段の放射線審議会資料自体の確認も必要となりますか。

○片山原子力規制庁次長

今、原子力規制委員会のホームページを見たら、平成30年3月14日にかかった資料自体が今回と同じ資料になっていたの、ひょっとしたら、その時点で後ろが抜けていた可能性はあると思います。遡って確認をした上で、これは放射線審議会ですとまとめた資料そのものでございますので、後ろで添付されているものは、もし欠落したページがあるのであれば、その時点で遡ってホームページの方の掲載を修正したいと思います。

○更田委員長

ほかにありますか。

1点、私から。

参考、通しページでいうと33ページで、ここに書かれている経緯で、ICRPのソウル声明において「定められた5年間の平均で20mSv/年、かついずれの1年においても50mSvを超えない」と。この「かつ」以降はいいのですけれども「定められた5年間の平均で20mSv/年」であると。

意見具申の主な内容というのは、2.の(1)のところやはり「水晶体の等価線量限度を5年間の平均で20mSv/年」と書かれていて、今般の資料ではそれが「5年間につき100mSv」という表現になっているのね。

これは特に説明があったわけではないのですが、5年間につき100mSvというのと、それから、5年間の平均で20mSv/年というのが等価かどうかということを確認させてください。

5年間につき100mSvの方が累積なので、どちらかというとも明確で、5年間の平均で20mSv/年と言われると、どういう平均のとり方によるかということもあるのですけれども、今回の内容は、私の理解では、参考資料を、伴委員の表現でもあったように、条文に落とし込んだものということなのだけれども、そこで表現が変わるのであれば、それについての説明があつてしかるべきと思うのですけれども、この点、どうですか。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

すみません。今、きちんと説明できないです。

これについては、この内容は等価であるというか、この内容を踏まえて、実際の線量管理というものを他のものと合わせて5年間の累積ということにしたということでございますけれども、すみません、今、こちらから内容をきちんと説明できません。申し訳ございません。

○更田委員長

私も今気付いたので、つい2分前に気付いたので、唐突なのですが。

伴委員。

○伴委員

どのようにこれを表現するかなのですが、そもそもこの5年間というのが出てきたのがICRPの1990年勧告で実効線量の限度を変えたときなのですね。そのときに、やはり5年間の平均で20mSv/年という表現が使われています。ただ、それを別の形で表現すると、5年間で合計で100mSvという意味なので、どちらも同じ意味としていろいろなところで表現としては使われてきています。ですから、法令の条文上、5年間で100mSvというのがなじむという判断があったのかなとは思いますが、詳しい経緯は私も分かりません。

○更田委員長

5年間につき100mSvというと、これももちろん時間分解のとり方によるけれども、積算だということで、むしろこちらの表現の方が分かりやすく、ICRPが言っている5年間の平均で20mSv/年というのは、平均をとるときの今度はタイムスパンの置き方によって、平均値というのは変わってくるのではないですか。

○伴委員

そうですね。だから、この5年というのをそれぞれ各国が規制に取り入れるときに議論になったのが、5年というのは、スペシフィックな5年なのか、「any 5years」なのかということが問題になって、いや、これはあくまでここにあるように、定められた、ある決められた期間であると。1年の方は「any」だよという、そういう、だから、5年の中に5つの1年があるわけですが、どの1年をとってもという意味だよということはクリアになっています。

○更田委員長

それから、この5年間の平均で20mSv/年を超えないというのは、平均を出そうとするときに、年ごとの値があって、それを足して5で割って平均なのか、それとも5年間の積算で100mSvだったら、厳密に言えば意味が違うのではないですか。

○伴委員

ですから、先ほど来、話があるように、5年間の合計で100mSvということと、実質、同じ意味ということですね。だから、5年分を足して、それが100mSvを上回っていなければ、5で割った場合に、どの年も20mSvは超えていないよね、平均で20mSvを超えていないよねという、そういう意味です。

○更田委員長

とり方によっては差があるものが、平成30年3月14日から令和元年10月15日の間に何も知らせずに変っているのが気になるのですが。

○伴委員

実効線量の限度がこれまで5年間で100mSvという言い方をしているのではないですか。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

はい。それと同じに合わせた年限度と、5年限度と、あと、5年の期間、これはこれまでの実効線量と合わせたものになっています。

○更田委員長

これは定め方の問題だけれども、実用的な差が出るとは思わないけれども、ただ、説明はあってしかるべきだとは思いますがね。どうでしょうか。

○伴委員

意味としては同じであるということがはっきりしていますので、それで、法令の条文として、やはりこれまでも5年間で100mSvという言い方が使われているわけですから、それでよいのではないかと思います。

○更田委員長

放射線審議会側も伝えたことと違うよとは言わないのですよね。言わないのでしょうか。

○田中長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課企画官

はい。

○更田委員長

5年間の平均と言っているものは、今までの運用で、積算で100mSvというのが使われていたから、そちらを引っ張ったという、そういう説明なのだろうとは思いますがね。

ほかにありますか。よろしいですか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長 それでは、眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正について、本案で意見募集にかけたいと思います。ありがとうございました。

5つ目の議題は、「原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程の一部改正と委嘱について」。

国際室の一井室長から。

○一井長官官房総務課国際室長

国際室の一井でございます。

国際アドバイザー（原子力規制国際アドバイザー）につきまして、今般、新たに1名委嘱をしたいと考えておりました、それに伴いまして、一部、国際アドバイザーの規程の改正というのが必要になりますので、その2つを御報告したいと思います。

国際アドバイザーでございますが、今、4名の方々に委嘱をしておりました、こちらの4名につきましては、原子力規制に係る全般的な課題についての助言を得るという目的で委嘱をしているものでございます。

今般、新たに原子力利用における安全の確保に係る研究及び調査における専門的事項への助言を得るという目的で、こちら、資料5の2番目（2.）にありますRandall O. Gauntt博士に委嘱をしたいと考えておりました、この専門的な事項への助言を得るところ、これを読めるようにするために、原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する

規程の一部を改正するという事を考えております。

資料5の2ページ目になりますけれども、このRandall O. Gauntt博士の委嘱に関する要件としまして、元々、米国サンディア国立研究所の研究者の方なのですが、原子力規制庁でも使用しておりますシビアアクシデント進展解析コードでございますMELCORの開発に携わった方ということで、非常に専門性の高い方ということを知っております。

具体的な規程の改正でございますが、別紙1の方でございます、次の4ページですが、新旧対照表になっております。

こちらの中で、研究及び調査における専門的事項というものに関するアドバイスがいただけるように、まず、第1条のところにそれを盛り込みます。

それから、第2条の方で、アドバイザーの要件としまして、まず1番目、こちらに以前の改正前の規程で言うところの豊富な経験、それから、原子力規制についての高度な学識というのをまとめて第1項（※正しくは、第1項第1号）に入れまして、第2項（※正しくは、第1項第2号）に新たに「海外の原子力利用における安全の確保に係る研究及び調査について豊富な経験及び専門的知識を有すること。」ということで、新たなアドバイザーの要件を規定いたします。

第1項第1号の委嘱を受けたアドバイザーと、それから、第2項（※正しくは、第1項第2号）の委嘱を受けたアドバイザーというものの書き分けを第2項と第3項で行っておりまして、第2項は従前からの委嘱をしている国際アドバイザー、第3項につきましては、新たに委嘱をする専門分野における国際アドバイザーの役割というものを規定しております。

以上が規程の改正と、それから、新たな国際アドバイザーの委嘱につきましての御報告となります。

以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

○田中委員

国際アドバイザーとして、専門的事項への助言を得るという項目を付け加えるということはいいことかと思えますし、その1人目としてGauntt氏という人はそれにふさわしいかと思えます。

また、将来、専門的事項についての助言を得る分野、あるいは得ることができる人がいれば、追加ということもあり得るかなと思えます。

○伴委員

1つ教えてほしいのですが、別表として与えられているところの5ページの最後の「3」（規程の第2条第3項）というもののなのですが、この中で、（第2条第1項第2号の）原子力規制国際アドバイザーの役割で、「原子力規制委員会等又は」とあるのですが、この「等」というのは何を意図しているのでしょうか。

○一井長官官房総務課国際室長

「原子力規制委員会等」という言葉は第2条第2項の最後の方にあるのですけれども「原子力規制委員会又は委員長、若しくは委員（以下「原子力規制委員会等」という。）」と規定をしております。

○更田委員長

ほかにありますか。

山中委員。

○山中委員

MELCORの開発者ということで、非常にシビアアクシデントの進展解析については、いろいろなアドバイスが得られると思いますので、非常にふさわしい方だと思いますし、規程の改正については、田中委員がおっしゃられたように、今後、事故の進展の解析だけではなくて、他分野についても、国際的に専門的なアドバイスを得る必要のある分野というのは出てくる可能性がございますので、規程の改正についても結構だと思います。

○石渡委員

新しく任命される国際アドバイザーというのは、今まで任命されていた4人の方とは基本的に別行動になるという理解でよろしいのですか。

○一井長官官房総務課国際室長

そのとおりでございます。専門分野に特化した国際アドバイザーとなっております。

○更田委員長

これは、2つ異なるカテゴリーを作れば、分かりやすかったのかもしれないのですけれども、今、既存の規程の改正でもって、こういった形を整えたというのが実態だろうと思います。ですから、規制当局のトップ、ないしはトップに準ずる形で規制全体を見ておられた方々4名、これは国際アドバイザーとして国際アドバイザー会合等で御意見をいただくと。年に1回ないし2回という形で全体にわたるコメントをいただいている。

一方、今回のRandall O. Gauntt氏は、MELCORの開発者という言い方がぴったりくるかどうかというと、MELCORはそれ以前からもあったのですけれども、むしろ炉内実験で炉心溶解進展等も率いていた人で、いずれにしろ、シビアアクシデント研究の分野では知らぬ者のいない第一人者なので、そういった意味では、原子力規制庁の研究職職員に対する指導の効果等も期待できるし、それから、1F事故（東京電力福島第一原子力発電所事故）の分析に非常に強い熱意を持っておられるので、そういった意味で、どちらかということ、より技術的といいますか、専門的などころでの貢献を期待してということであろうと理解をしています。

特に御異論がなければ、この手続を進めてもらいたいと思います。ありがとうございました。

6つ目の議題は、「国際原子力機関（IAEA）核セキュリティ諮問委員会（AdSec）の結果概要について」。

田中委員が出席されたので、その報告です。

○田中委員

先週10月7日から11日にかけてAdSec（核セキュリティ諮問委員会）がございまして、私は後半だけですけども、出席してまいりました。

IAEA核セキュリティ部から最近の活動状況について報告を受けた後に、IAEAの核セキュリティ分野での活動について意見交換し、事務局長への報告書を作成したということでございます。

特にまた事務局長は新しく近く変わるかと思いますので、その方に対してセキュリティの重要性とか、今後、どのようなところに重点を置いてIAEAの方として活動していただかなければいけないかについても注意しながら、報告書を作ったところでございます。

以上です。

○更田委員長

AdSecはセキュリティに関わるものでもあるし、かつ、DG（事務局長）への諮問機関だから、そこでの内容というのは余り話せませんよね。

と言いながら、何か御質問、御意見があれば。

よろしいですか。ありがとうございました。

そして、7つ目の議題、本日予定の議題の最後ですけども、「特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成しない場合の具体的な手続について（その2）」。

これは、昨日、九州電力との意見交換の際に、定期検査期間中に経過期間、特定重大事故等対処施設（特重施設）の設置期限が満了してしまう場合の取り扱いについて、確認したいという申出があったので、これに対する対応で昨夕追加した議題です。

説明は、原子力規制企画課の森下課長から。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課の森下です。

それでは、資料7に基づいて説明いたします。

「1. 経緯」については、先ほど更田委員長から紹介がありましたけれども、九州電力の経営層との意見交換におきまして、九州電力から、川内原子力発電所1号機、2号機の特重施設が法定の期限内に完成しないということ、そのため、経過措置期間が満了する日の翌日以後、冷温停止状態を継続して、特重施設の使用前検査の合格後、原子炉を起動して発電を再開する旨の説明がございました。

また、この際、九州電力から、特重施設の設置期限前に事業者から自らプラントを停止し、定期検査を開始した場合の原子力規制委員会の対応について、確認があったということでございます。

2. でございますけれども、本年6月12日の原子力規制委員会におきまして、特重施設が法定期限内に完成しない場合の具体的な手続について決めていただいております、具体的には、①満了日の6週間前までに施設の使用前検査に合格していない施設に対しては、

使用の停止を命ずる手続に着手する、②満了日の1週間前までに使用前検査に合格していない施設に対しては、使用の停止を命ずるということとさせていただきます。

3. でございますけれども、これまでの運用について書いておりますが、定期検査期間中の施設に対する使用の停止命令についてということと3. は書いております。

これまで新規規制基準を満足していない施設につきましては、運転の前提条件を満たさないと判断して、運転を認めておりません。当該施設は、新規規制基準に係る許認可を受けて、使用前検査に合格して、定期検査が終了した場合に限り、運転を認めているということとさせていただきます。

2ページ目になりますけれども、この場合、定期検査により停止している状態に重ねて使用の停止を命ずるといったことはしておりません。

以上を踏まえまして、4. でございますけれども、原子力規制庁の案といたしまして「定期検査期間中に満了日が到来する場合の対応について」ということで、以上を踏まえまして、満了日の1週間前に、満了日には定期検査により使用を停止していることが確実な証拠によって明らかである施設につきましては、上記2. すみません、これは2. ではなくて3. に訂正させていただきます。上記3. と同様に、重ねて使用の停止を命ずる必要はないため、命令を発出しないということにしたいと。

また、なお、当然のことながら、6週間前、それより前の時期にあっても、満了日に定期検査により使用を停止していることが確実な証拠によって明らかといえる場合には、手続に着手しないこととしたいと考えております。

ここで言う確実な証拠ということとさせていただきますけれども、下の注釈に書いておりますけれども、例えば、満了日までに発電用原子炉施設を冷温停止状態となっているように措置をして、使用前検査が合格するまでの間はその状態を継続する意思を設置者として表明した文書などが考えられます。

3ページからは、昨夕、九州電力がCEO（経営責任者）会議（原子力規制委員会と原子力事業者経営層による意見交換のための原子力規制委員会臨時会議）（令和元年度第35回原子力規制委員会臨時会議）で持ってきた資料でございます、通しの19ページに具体的には特重施設についての記載がされております。

この中で、川内原子力発電所1号機、表にありますけれども、変更前は来年11月30日から定期検査に入るところを、（特重施設の）設置期限、これは2020年3月17日でございますけれども、その前の3月16日から定期検査に入る。川内原子力発電所2号機につきましては、（特重施設の）設置期限が2020年5月21日ですけれども、その前の2020年5月20日から定期検査に入るということとさせていただきます。

それから、22ページ以降につきましては、先ほど申し上げました、本年6月に御議論いただいたときの手続についての資料を参考で付けております。

事務局からの説明は以上です。

○更田委員長

御質問、御意見。

山中委員。

○山中委員

川内原子力発電所の運転期間変更の届出というのは、もう先日、届出がなされたところでございますけれども、昨日、九州電力の池辺社長とCEO会議を委員の皆さんと開催させていただいて、その運転期間の変更の届出の中身について、確認をさせていただいたところ です。

添付の資料（参考1）の16ページにございますような内容を池辺社長の方から口頭で報告があったところでございます。事実上、経過措置期限の日の12時には冷温停止状態であるということ、それから、使用前検査に合格するまでは冷温停止状態を維持することということについては、口頭では確認をすることができました。

さらに、私の方から、書面で九州電力からこの2点について提出をしてくださいというお願いをいたしましたところ、提出いたしますという確認がとれましたので、事務局の提案どおり、法的に問題がなければ、特段の命令を発する必要はないと考えます。

ただし、お話しいたしましたように、法的に問題がないかどうかということの確認、これだけは確認をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○荻野原子力規制庁長官

原子力規制庁の荻野でございます。

ここに書かれている内容につきましては、法律の運用として適切なものであろうかと考えております。

○更田委員長

元々命令の発出自体がここで決めたことだから、こういったケースのときには発出しな いというのが法的に問題になるとは思えないですが、要するに、止まっているものに止まれ と言ってみて、命令の効力がないので、そういった命令は発出しな いでいいだろうと。ただ、それを担保とするものに関しては、昨日もその場で言いましたけれども、このパワ ーポイントではなくて、公式の正式な文書が出た場合にはということですが、

ほかに御質問、御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

今の結論については、私も異存はないのですが、細かいことですが、資料7の2 ページ目、参考資料のリスト中、参考2のタイトルの「期限内」の「内」が平仮名になっ ていますので。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

申し訳ございません。訂正して、最終的に掲載させていただくように訂正させていただきます。

○更田委員長

細かいことついでにもう一つ。九州電力の18ページある資料（参考1）、これを全部添付しないとだめなものなのですか、こういうケースというのは。該当部分のみでよくないですか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制庁の森下です。

それで構いませんし、添付資料（参考1）は、CEO会議の資料としてはホームページに出ますので、URLで引用するような形とか、工夫します。

○更田委員長

紙がもったいないなと思って。そういう意味もあって。

よろしいでしょうか。

それでは、定期検査期間中に経過措置期間の満了日が到来する場合の対応について、事務局案を了承したいと思います。ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですけれども、ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の会議はこれで終わります。ありがとうございました。